



Vol.2

大阪広域NEWS

発行

大阪広域生コンクリート協同組合

〒541-0048 大阪市中央区瓦町2丁目4番7号

新瓦町ビル5階

TEL.06-6222-5661 FAX.06-6222-5662

www.osaka-kouiki.or.jp



命を守るコンクリート

コンクリート

明日の大阪のために...

臨時総会開催

2017年3月28日(火)

ホテルヴィアーレ大阪

さらなる大同団結と組織改革に向かって

平成29年3月28日(火)14時より、大阪市中央区・ホテルヴィアーレ大阪において当協組の臨時総会が開催された。本総会の議案は、平成29年度手数料・賦課金に関する件、定款一部(第7条(事業)、第24条(役員)の定数)及び第54条(法定繰越金)変更の件、平成29年度事業計画並びに収支予算案承認の件、平成29年度1組合員に対する保証限度額承認の件、平成29年度構造改善集約廃棄物処理事業の件の5議案。開会に先立ち、まず木村貴洋理事長の挨拶ではじまった。



理事長挨拶
大阪広域生コンクリート協同組合 理事長 木村貴洋



本日は、年度末のお忙しい中、大阪広域生コンクリート協同組合臨時総会に多数ご出席頂き、誠にありがとうございます。

さて、当協同組合は、昨年6月、全社による共同販売事業を開始いたしました。その後、販売価格・販売数量ともに順調に推移し、当初の目標であった組合員の経営収支の改善も進み、合流による成果が確実なものとなってまいりました。今後更に組織改革を推進し、力強く前進してまいりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

先般、直接の監督官庁である近畿経済産業局産業部中小企業課の5名の方が来訪の折、貴協組の活動は、組合員の経済的地位の向上に努めるといふ、協同組合設立の本来の主旨を実践しているものであり、関西経済を牽引していると言える。とのこと言葉をいただきました。

また、公正取引委員会を定期的に訪問し、当協組の事業活動が、コンプライアンス上問題があるかどうかについて、ご指導を仰ぎながら日々の運営に当たっております。

先日3月8日、当協組の顧問弁護士5名と顧問弁護士の種村先生にもご参加いただき、コンプライアンス会議を開催いたしました。

当協組の事業活動及び今後の事業計画について、コンプライアンス上留意すべき点について先生方のご意見を拝聴いたしました。このコンプライアンス会議については、今後も定期的に開催することにより、法令遵守の協組運営を行ってまいります。

また、当協組は生コン協同組合としては日本で初めて監査法人と

契約し、財務監査だけではなく業務監査も実施しております。顧問会計士・税理士も増員し、公正で透明性のある協組運営を行っております。

今般の当協組の方針である事業エリアの拡大については、北摂協組をはじめ神戸協組、淡路協組、また兵庫県の他エリアからも協組加入の打診があり、更なる大同団結が進行しつつあります。

販売価格については、本年4月1日より1万5800円、その後の原材料・輸送運賃及び人件費の値上がり等を考慮し、2019年から2020年にかけて1万8500円の収受に向けて営業本部が力強く取り組んでまいります。

業務本部においては、組合員への公平公正な物件の割当及び生コンの安定供給に取り組んでいただいております。

技術本部では、品質の向上及び品質管理監査の強化により組合員工場の技術レベルの向上に取り組んでおります。

戦略本部においては、従来の京都大学・IPS細胞研究基金への寄附に加え、大阪府福祉基金・大阪府地域防災基金に寄附を行い、事業収益の一部を地元還元することにより、一層の地域社会貢献に取り組んでいただいております。

管理本部では、エリアごとの市場実態調査に精力的に取り組んでいただき、物件の確保及び公正な共同販売事業の推進に努めていただいております。

また、本日の議案になっております平成29年度構造改善集約廃棄物処理事業を実施することにより、今後予想される生コン需要の減少

に対処すべく、需給バランスの是正に取り組んでまいります。

この後、今後一年間の事業計画案並びに予算案についてご説明させていただきます。皆さんの忌憚のないご意見を頂戴し、今後の協組運営に活かしてまいりたいと考えております。

それでは、これより各議案について慎重なるご審議の程、よろしくお願ひ申し上げ、甚だ簡単ですが、開会の挨拶と致します。

ありがとうございます。

議案審議

続いて、本題である以下の5議案が附議され、順次討議された。

第1号議案

平成29年度手数料・賦課金に関する件

1. 販売手数料・賦課金
2. 構造改善費用分担金
3. 赤黒調整金
4. 営業対策費
5. 参事出向手当負担金
6. 参事出向手当
7. 瑕疵保証責任保険・PL保険
8. 品質保証積立金
9. 再生事業預り金

第2号議案

定款一部変更の件

定款の一部追加・変更が上程され、1. 定款第7条(事業)では、当協組の組合員が経済活動を行うに際して、当協組の信用力を活用して取引条件を改善する等を通じ、当協組組合員の資金繰りを容易にすることを目的とする定款変更理由書により、

(3) 銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を

うけてする組合員に対するその債権の取立てが追加。また、

2. 定款第24条(役員)の定数では、在籍する組合員が105社125工場から111社133工場に増加したこと及び今後も組合員数が増加する見込みがあるためという定款変更理由書により、

(役員)の定数

第24条 役員は、次のとおりとする。

(1) 理事 35人以上45人以内

(2) 監事 3人

と変更。また、

3. 定款第54条(法定繰越金)では、前述①の通り、定款第7条(事業)に債務保証事業を追加することに伴い、

(法定繰越金)

第54条 本組合は、第7条第4号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

と変更。満場一致で可決された。

第3号議案

平成29年度事業計画並びに収支予算案承認の件

1. 共同販売に関する事業

(1) 共同販売数量
平成29年度の需要想定は535万㎡としたが、この数字には神戸エリアの新規加入工場は含まれていない。

月間共同販売数量(予算)
合計 5,350,000㎡

(2) 販売価格
今年度より、ベース価格を1万8500円とした新価格表を適用するが、当面最終ユーザー価格を1万5800円以上とした。業界を取り巻く環境の変化に対応すべく新価格表に打ち出した、契約条件・付帯条件の変更を含め、組合員工場の収益改

(裏面へ続く)

明日の大阪のために...

構造改善と体質強化が、今年度の大きな課題

善へ寄与するよう取り組んで行く。

(3) 流通との取引及び営業体制の強化
市場占有率の回復とともに、更なる営業政策の拡大に伴い、エリア問題を含めた登録販売店の登用する。また、数量確保のため流通に対しても協力を惜しまない体制を構築して行く。

(4) 休日稼働の実施
ユーザーの要請に基づいて、協組ルールに従い、業務部主管のもと料金体系を変更した休日稼働を実施する。

(5) 安定納入
今年度も効率的かつ安定した配車、納入が行われるように、現場までの搬入ルート、現場内の安全管理状況及び生コン打設計画等について、販売店やデリバリー担当者との連絡を密にし、納入面でのトラブルが生じないように努める。

2. 事業資金の貸付
この事業は、組合員に転貸する資金を近畿産業信用組合又はみずほ銀行から借入れ、組合員に対して事業資金を貸し付けることにより実施する。組合員の資金繰りを容易にして経営の安定に寄与する。

(1) 転貸融資
原則全組合員を対象とするが、個社ごとの債権債務状況に基づくと信用審査等を行い、近畿産業信用組合等の審査を経て実施する。

(2) 当協組独自による事業資金の貸付
但し、(1)(2)とも今後金融機関の対応は、厳しさが予想されるので与信確保等を見据えた上で検討実施する。

3. 債務の保証事業

この事業は、近畿産業信用組合、銀行に対する組合員の債務の保証を行う事業である。組合員が経済活動を行うに際し、当協組の信用を活用して取引条件を改善する等を通じて、組合員の資金繰りを容易にして経営の安定に寄与する。

4. 教育及び情報の提供に
関する事業
この事業は、組合員に対し品質管理、技術の向上及びコンプライアンスの徹底を図るため、情報提供を行うことにより実施する。

(1) 品質管理及び技術向上の徹底、情報の提供
(2) 教育・人材開発への取組み

5. 集約廃棄物等合理化
に関する事業
(1) 平成29年度構造改善・集約廃棄物等実施要項に基づき、構造改善・集約廃棄物等事業を継続する。平成29年度は、特に廃棄事業を中心として合理化に取組む。

(2) 構造改善事業の費用徴収時期及び徴収方法
3000円/m²を出荷数量に応じて毎月徴収する。

6. 広報活動の充実
(1) 当協組の方針を広く一般社会に伝えるべく、話題性のある効果的なPR広告を企画作成し、メディアにおいて公表する。

(2) 大阪広域NEWS(3ヵ月毎に年4回発行)及びホームページを有効活用しPRに努める。

7. CSR活動(企業の社会的責任)への取組み
(1) 第11回児童絵画コンクールの実施により、児童の情操教育向上を通じて地域社会の発展に貢献する。

(2) 大阪市主催の「クリーンおさか」に継続参加することにより、地域の美化に努める。

(3) 京都大学IPS細胞研究基金及び大阪府福祉基金、大阪府消防防災の基金への寄付を継続実施する。

(4) 淀川寛平チャリティーマラソンへの協賛を今年度も継続実施する。

(5) 大阪府警主催の暴対法講習会等に積極的に参加し、反社会的勢力との関係の遮断に努める。

8. 係争問題への対応
新たな弁護団を結成することにより、コンプライアンス重視の組合を目指し、係争問題への強化を図る。

9. 組合員の福利厚生に関する事業
協同組合への求心力を高め活性化を図ることを目的として、研修会等の企画実施を検討する。

10. 品質保証制度の充実
品質保証制度を更に充実させるため、新たな品質保証制度を検討して実施する。

11. 諸会議の開催
(1) 通常総会 平成29年6月19日(月)15時よりリーガロイヤルホテルにて開催する予定。
(2) 臨時総会 必要に応じて開催する。
(3) 理事会 毎月第1・第3火曜日の13時から開催する。
(4) 運営会議 毎月第1・第3火曜日の10時30分から開催する。
(5) 委員会 必要に応じて開催する。

以上、11の項目について、満場一致で可決された。

第4号議案
平成29年度1組合員に対する債務保証限度額承認の件

債務の保証限度額は、次の金額としたい。

保証総額 30億円
保証手数料 年利0.05%
1件当たり最高保証額 1億円
以上、満場一致で可決された。

第5号議案
平成29年度構造改善・集約廃棄物等事業の件
別紙実施要項のとおり、平成29年度構造改善・集約廃棄物等事業を実施することを上程する。

(以下、実施要項の抜粋)
(資格・条件)
第3条
本年度廃棄事業について、支援要請できる社(以下、廃棄社という。)及び廃棄社の事業廃棄により廃棄社の出荷指数の配分を受け、かつ、その対価として配分を受けた出荷指数に応じた構造改善事業費用分担金を負担する社(以下、残留社という。)は、平成28年12月31日時点で協同組合に加入している社とする。但し、廃棄社は構造改善・集約廃棄物等委員会が審査し、理事会において承認された社とする。

(支援実施条件)
第8条
(2) 支援金額(買上げ金額)
① 本事業において支援金が必要となる廃棄事業を取り進める場合、現状の保有資金並びに将来に亘る事業資金を睨みながら、その可否を検討する。
② 平成29年度は、出荷指数0.1%を6千万円(税込)で買上げる。
③ 解体費用負担は実費を協同組合が負担する。但し、協同組合の負担する額は上限1千万円(税

込み)とし、上限を超えた費用は廃棄社の負担とする。

④ ②③以外の追加支援は原則として行わない。よって、支援金で不足する廃棄するための一切の費用は廃棄社の負担で行わなければならない。

(残留社の費用負担等)
第11条
廃棄社の出荷指数の買上げを行う場合、これに要する費用は全て、当該年度事業の実施を決議し、当該出荷指数の再分配を残留社が、確定的に負担するものとする。すなわち、
① 買上げた出荷指数に対する支援金の総額を営業権の総額とする。
② 残留社は、1工場毎に営業権が均等に配分されることへの対価(営業権の総額を残留社の工場数で除したもの)全額を支払う。
③ 協同組合は、残留社からの営業権の支払いを金融機関への借入返済の原資とする。
④ 残留社と協同組合は第11条に関する契約書を締結する。

配分された出荷指数に応じて確定的に負担するものとする。その残留社が組合員資格を喪失したときは、この費用残額を直ちに精算しなければならない。

2. 各残留社の営業権取得額(負担額)は、構造改善費用分担金通知書をもって協同組合より各残留社に通知する。

3. 残留社が組合員資格を喪失した場合、残留社はこの費用残額を直ちに精算しなければならない。このとき、協同組合は当該社に対する一切の債務を以て相殺できるものとし、当該社はこれに同意するものとする。

以上の議案において、満場一致で可決された。

大阪府松井知事より「大阪府地域防災基金」及び「大阪府福祉基金」寄付への感謝状を授与

4月5日、大阪府庁にて当協同組合がかねてより大阪府内での地域防災と福祉のために実施している「大阪府地域防災基金」「大阪府福祉基金」への寄付に對し、松井一郎大阪府知事より感謝状を授与された。

松井知事からは、「このたび、大阪広域生コンクリート協同組合の皆様から、福祉と防災に關しまして多大なるご寄付をいただきました。」と感謝の意を表していただきました。

この貴重なご寄付を、行政としてどうしても谷間になってしまいう福祉の部分、そしてこれから様々な自然災害の際に、第1線で「大阪府福祉基金」へ活動いただく消防団の皆さんの活動の支援体制の財源として活用させていただきます。

